

※補助金交付額確定通知書（第 9 号様式）が届きましたら、  
速やかにご提出下さい。

「請求書番号」は横浜市からお支払を行った際に通帳に印字されます。  
カタカナ/数字/英大文字を使用し、最大 15 桁まで入力可能ですが、実  
際に通帳記載可能な文字数は金融機関によって異なりますので、途切  
れる可能性があることに注意してください。※空白でも構いません。

請求書番号 1 2 3 4 5 6

横浜市長

電子メールで提出する場合は、押印しないで  
ください。

本データを PDF 形式にして、パスワード設定後、  
メールで送信してください。

※da-hojo@city.yokohama.lg.jp宛に送ること  
PDFのパスワードは循環型社会推進課へ電話  
(045-671-4155)でお伝えください。

※申請者本人のアドレスや委任状に記載した  
受任者のメールアドレスから送信してください。

令和〇年〇月〇日

作成日を記入して下さい。

住所〒〇〇〇—△△△△  
横浜市〇〇区〇〇町〇丁目〇-〇

氏名 横浜 次郎

(法人の場合は所在地、名称及び代表者の役職・氏名)

※電子メールで提出する場合は押印しないこと

横浜市 E V バス等普及促進補助金請求書

※郵送提出の場合のみ押印  
が必須となります。  
押印は朱肉を使用する印鑑  
を使用してください。

令和〇年〇月〇日△△第●●●●●号で交付額の確定を受けた補助金について、次のと  
おり請求します。

補助金交付額確定通知書（9号様式）右上に記載されて  
いる日付と文書番号をご記入ください。

1 請求金額

〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円

(補助金交付額確定通知書に記載されている金額)

2 補助金振込先

|                            |                  |                     |  |         |  |  |               |             |  |               |  |
|----------------------------|------------------|---------------------|--|---------|--|--|---------------|-------------|--|---------------|--|
| 補<br>助<br>金<br>振<br>込<br>先 | フリガナ             | ヨコハマ ジロウ            |  |         |  |  |               |             |  |               |  |
|                            | 口座名義<br>(※1)     | 横浜 次郎               |  |         |  |  |               |             |  |               |  |
|                            | 金融機関名と店名         | 〇〇 銀行<br>信金         |  | 金融機関コード |  |  |               | 〇〇 支店<br>本店 |  | 支店コード<br>(※2) |  |
|                            |                  |                     |  | 〇 〇 〇 〇 |  |  |               |             |  | 〇 〇 〇         |  |
|                            | 預金種目<br>(○で囲む)   | 普通(総合) 当座 貯蓄 その他( ) |  |         |  |  |               |             |  |               |  |
| 口座番号                       | 7 桁で記入してください(右詰) |                     |  |         |  |  | 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 |             |  |               |  |

※1 通帳の名義のとおり御記入ください。口座名義がアルファベットで登録されている方は、  
アルファベットで御記入ください。

※2 ゆうちょ銀行の場合、支店(コード)は3ケタの数字です。記号・番号ではありませんの  
で、御注意ください。